

石川県立生涯学習センター環境行動計画

平成22年9月30日

取組方針

石川県立生涯学習センターは、広く県民に生涯学習の機会として、各種の講座や学習情報を提供するとともに、地域で指導者として活躍できる人材の育成にも取り組んでいます。

また、当センターが豊かで活力ある生涯学習社会の実現に向け活動を進めていく中で、環境保全全般について、職員一人ひとりが強い意識を持って取り組むことは大変重要なことであると考えます。さらに、公的機関として、民間企業や県民に対して率先し、模範とするよう行動する使命を背負っているものと認識しております。

このため、私たちは、当センターの活動が環境負荷へ及ぼす影響を少なくするため、以下の行動に取り組めます。

- ① 省エネルギーを進め、二酸化炭素の排出量を抑制します。
- ② 廃棄物の削減に努めます。
- ③ 紙使用量の節減と節水に努め、省資源化を図ります。
- ④ 事務用品の購入にあたっては、積極的にグリーン製品を使用し、その普及に努めます。

この方針に基づいて、職員一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組むために、取組方針と取組目標及び具体的な取組内容を全職員に周知します。

平成22年9月30日

石川県立生涯学習センター
館長 梶本 逸子

3 環境負荷低減の目標と取組

当センターでは、事業活動に伴う環境負荷を削減するための取組目標を掲げ、目標を達成するための具体的な取組を設定して取り組むこととしています。設定した取組目標と具体的な取組項目は、次の通りです。（平成23年4月に移転予定のため、その後の目標と取組は、実情に合わせて改正していく予定にしています。）

| | |
|--------|--|
| 目標一1 | 事業所内の照明、空調器、OA機器等の使用に関して、省エネを徹底する |
| 具体的な取組 | <p>（事務所での取組）</p> <ul style="list-style-type: none">① 冷房温度（28度）と暖房温度（20度）を厳守する② 昼休みの消灯、パソコン・コピー機の電源OFFを徹底する③ 人のいないエリアの消灯を徹底する④ パソコン・コピーの機の節電機能を活用する⑤ 照明の間引きををする⑥ 職員のエレベーター使用を自粛する <p>（公用車使用に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none">① アイドリングの防止と無駄のないアクセル操作を心がける② 車両運転開始前点検を行う③ 公用車の効率的な使用（運転経路、相乗り）を徹底する |

| | |
|--------|---|
| 目標一2 | 「焼却又は埋め立て廃棄物」の排出量を把握しつつ、漸減に努めていく |
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">① 現時点から廃棄物排出量を正確に計測・記録する② 廃棄物は、決められたごみ箱（可燃ごみ、不燃ごみ、コピー用紙、パンフレット、廃プラスチック）に分別して出す③ シュレッダーの使用は機密書類に限定する④ 使用済みインクカートリッジはリサイクル業者に回収してもらう⑤ 詰め替え可能な製品を優先的に購入する⑥ 封筒、ファイル、フォルダーなどは繰り返し使用する |

| | |
|--------|---|
| 目標—3 | コピー用紙の使用量を、平成 19～21 年度の三カ年平均（1,059 k g）を基準として 23 年度までに（950 k g）以下に削減する |
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ① 作成した資料やメール等で収受した資料は、パソコン画面上での確認を徹底する ② 書類・資料の電子データ化を進め、メールでのやり取りを徹底する ③ 両面印刷、両面コピーを徹底する ④ 使用済み用紙の裏面利用や縮小コピーの利用に努める |

| | |
|--------|--|
| 目標—4 | 節水に努める |
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ① 長時間の水の出しっぱなしや、過度の使用をしない ② 職員の節水意識を高める |

| | |
|--------|--|
| 目標—5 | 環境に配慮したOA機器・事務用品を使用する |
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ① グリーン購入法で定められた物品の調達にあたっては、グリーン化購入率をできるだけ100%に近づける ② 「石川県グリーン購入調達方針」を再度全職員に周知し、公的機関が率先して取り組まなければならないことを認識してもらう ③ 当センターが発行する印刷物納入等に携わる業者に対し、①に取り組むよう協力を依頼する |

4 環境行動計画の実施体制

この環境行動計画にそって環境保全活動を推進するために、副館長を環境管理責任者とし、また各グループに環境推進員を置き、全職員が「具体的な取組」を実行します。